

令和8年2月25日開催

新庄市農業委員会第33回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和8年2月）議事録

1. 開催日時 令和8年2月25日（水）午前10時00分
2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（16名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
5番 指村 貞芳	6番 森 良一
7番 下山 秀一	8番 奥山 久
9番 中鉢 浩	11番 田宮 成彦
12番 齋藤 謙二	13番 星川 吉和
14番 伊藤 和彦	15番 三原 幸一
16番 星川 秀男	18番 佐藤 喜代志
4. 欠席した委員（3名）

10番 五十嵐 成生	17番 星川 豊
19番 高山 光弥	

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 123 号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 124 号 農地法第5条許可に係る事業計画変更申請について
日程第 4 議案第 125 号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 126 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
（利用権設定）
日程第 6 議案第 127 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
（賃借権移転）
日程第 7 議案第 128 号 農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
（農地中間管理機構買入分）
日程第 8 議案第 129 号 農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
（農地中間管理機構売渡分）
日程第 9 報告第 91 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 10 報告第 92 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 出席した事務局職員

事務局長	今田 新	局長補佐	鏡 彰 広
主任	結城 美緒	主 事	星川 真優

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和7年度新庄市農業委員会第33回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員数は16名です。欠席通告者は、10番五十嵐成生委員、17番星川豊委員、19番高山光弥委員の3名であります。従いまして、現に在任する委員の出席数が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第33回総会が成立していることをご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に13番星川吉和委員と15番三原幸一委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の結城美緒さんと星川真優さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第123号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。ここで6番森良一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。暫時休憩します。

(森良一委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第123号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区12件、稲舟地区14件、萩野地区6件、八向地区3件、計35件ございます。権利設定の内訳としましては、賃貸借権が30件、所有権移転が4件、使用貸借権が1件でございます。

いずれの案件も農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。

それでは新庄地区1番について、調査報告をお願いします。

○9番

議案第123号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして2月17日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長

続いて新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区2番につきまして2月17日に調査確認しました。受け手は法人です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区3番につきまして2月17日に調査確認しました。受け手は2番と同じ法人です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区4番につきまして2月17日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区5番につきまして2月17日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区6番につきまして2月17日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区7番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区7番につきまして2月18日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区8番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区8番につきまして2月18日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長

続いて新庄地区9番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区9番につきまして2月18日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長

続いて新庄地区10番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区10番につきまして2月18日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長

続いて新庄地区11番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区11番につきまして2月18日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連の案件です。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長

続いて新庄地区12番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区12番につきまして2月17日に調査確認しました。現在譲受人が譲渡人から農地を借りて耕作しており、譲渡人からの贈与という形で引き続き譲受人が耕作するということです。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長

続いて稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区1番につきまして2月17日に調査確認しました。借人は法人ですが、当該法人の役員が個人で営農している際に耕作していた農地について、法人として改めて賃貸借権を設定することになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区2番につきまして2月17日に調査確認しました。こちらも稲舟地区1番と同様の事情による賃貸借権の設定です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区3番につきまして2月17日に調査確認しました。こちらも稲舟地区1番と同様の事情による賃貸借権の設定です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区4番につきまして2月18日に調査確認しました。以前より譲渡人が耕作困難であったため、近隣の譲受人に耕作をお願いしていました。貸人は今後離農するということで、双方で話し合った結果、売買することになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区5番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区5番につきまして2月15日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連の案件です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区6番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区6番につきまして2月15日に調査確認しました。貸人が離農するというところで、近隣に声掛けを行い借人が借りることに決まったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

続いて稲舟地区7番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区7番につきまして2月15日に調査確認しました。稲舟6番と同様の事情によるものです。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

続いて稲舟地区8番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区8番につきまして2月15日に調査確認しました。受け手は法人です。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

続いて稲舟地区9番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区9番につきまして2月15日に調査確認しました。農用地利用集積等促進計画期間満了からの移行ということで問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

続いて稲舟地区10番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区10番につきまして2月15日に調査確認しました。受け手は8番と同じ法人です。こちらも稲舟6番と同様に出し手側の事情によるものです。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

続いて稲舟地区11番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区11番につきまして2月15日に調査確認しました。こちらも稲舟6番と同様の事情によるものです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区12番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区12番につきまして2月15日に調査確認しました。受け手は8番と同じ法人です。こちらも稲舟6番と同様の事情によるものです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区13番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区13番につきまして2月15日に調査確認しました。前耕作者が離農するため、借人が引き受けることになったそうです。受け手は8番と同じ法人です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区14番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区14番につきまして2月15日に調査確認しました。受け手は8番と同じ法人です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区1番につきまして2月17日に調査確認しました。譲受人が長年該当地を耕作しており、今回贈与ということになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区2番につきまして2月17日に調査確認しました。同一世帯内での贈与であり、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区3番につきまして2月17日に調査確認しました。前耕作者が離農したため、近隣の借人へ耕作依頼し話がまとまったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区4番につきまして2月15日に調査確認しました。前耕作者との契約満了に伴い、新たな耕作者として借人と契約することになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区5番につきまして2月16日に調査確認しました。親子間での使用貸借権設定であるため問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区6番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区6番につきまして2月16日に調査確認しました。農用地利用集積等促進計画期間満了からの移行で問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして2月15日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろ

しくお願いします。

○議長

続いて八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして2月15日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区3番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区3番につきまして2月18日に調査確認しました。貸人が体調不良のため、借人に耕作を依頼し契約に至ったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。

ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第123号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第123号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

(森良一委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

次に日程第3、議案第124号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを

上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第124号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、稲舟地区1件ございます。

稲舟地区1番について、当該地は平成13年7月23日付、最総農振第91号にて転用許可された案件となります。当時の転用許可内容では駐車場を整備する予定でしたが、工事が履行されないまま現在に至るため、農地性がある状態となっております。この度、新たな事業計画者が資材置き場として利用する計画の申請があったため、平成13年7月23日最総農振第91号で決定された所有権移転を活かし、農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請と議案第125号の農地法第5条の規定による許可申請を行うものです。尚、この変更申請手続きの妥当性につきましては、許可権者である県担当者に確認済みです。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

議案第124号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、稲舟地区1番につきまして、2月16日調査確認しました。事務局の説明どおりでした。よろしく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第124号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第124号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第125号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第125号農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1件ございます。稲舟地区1番について、資材置き場とする事業計画です。内容につきましては、議案第124号で説明させていただいたとおりでございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

議案第125号農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1番につきまして、2月16日に調査確認しました。事由は詳細のとおりであり、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長

ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第125号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第125号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第126号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（利用

権設定)を上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第126号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について(利用権設定)、八向地区1件、意見照会がありました。権利設定の内訳としましては、賃貸借権新規が1件でございます。経緯としましては前耕作者が耕作できなくなり、受人が耕作を引き受けることになりました。受け手の農業経営の状況等について適当と確認いたしました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第126号農用地利用集積等促進計画(案)の意見について(利用権設定)は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第126号農用地利用集積等促進計画(案)の意見について(利用権設定)は、これを適当とし、回答することに決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第127号農用地利用集積等促進計画(案)の意見について(賃借権移転)を上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第127号農用地利用集積等促進計画(案)の意見について(賃借権移転)、稲舟地区2件、萩野地区1件、計3件意見照会がございます。稲舟地区の経緯としましては、前耕作者が耕作できなくなり、受人が耕作を引き受けることになりました。萩野地区の経緯としましては、稲舟地区同様でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。
ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第127号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第127号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）は、これを適当とし、回答することに決定されました。

○議長

次に日程第7、議案第128号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構買入分）を上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第128号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構買入分）、新庄地区2件、稲舟地区1件、萩野地区1件、八向地区2件、計6件ございます。12月のあっせん会議により選定された所有権移転でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

これより質疑に入ります。
ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第128号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構買入分）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第128号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構買入分）は、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第8、議案第129号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構売渡分）を上程します。ここで12番齋藤謙二委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。暫時休憩します。

（ 齋藤謙二委員 退席 ）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第129号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構売渡分）、新庄地区2件、稲舟地区1件、萩野地区1件、八向地区4件、計8件ございます。12月のあっせん会議により選定された所有権移転でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第129号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構売渡分）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第129号農用地利用集積等促進計画（案）の要請

について（農地中間管理機構売渡分）は、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

（齋藤謙二委員 入場・着席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

次に日程第9、報告第91号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第91号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区3件、稲舟地区2件、計5件ございます。内容につきましては相続による所有権取得で、あっせん等の希望はありません。よろしくお願ひいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって報告第91号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり、受理を確認しました。

○議長

次に日程第10、報告第92号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第92号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区4件、稲舟地区7件、萩野地区3件、八向地区1件、計15件ございます。

新庄地区1・2番は受け手が決まっております。3番は農地法第3条関連の案件です。4番は貸人が自作します。

稲舟地区1・3・6番は農地法第3条関連の案件です。2・7番は受け手が決まっております。4・5番について現在受け手は決まっておりません。

萩野地区1番は農地法第3条関連の案件です。2番は農用地利用集積等促進計画関連の案件です。3番は12月総会に上程された農用地利用集積等促進計画関連の案件です。

八向地区1番は農用地利用集積等促進計画関連の案件です。

いずれの案件も届出書の記載事項に不備のないことを確認し、受理しましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの報告第92号農地法第18条第6項の規定による通知について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第92号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり、受理を確認しました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第33回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和8年2月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 星川 吉和

議事録署名委員 三原 幸一